

中部上北広域事業組合条件付一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、中部上北広域事業組合（以下組合という。）が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）及び物品の買入れ（以下「建設工事等」という。）において、質の確保を図るとともに入札契約制度の透明性及び競争性をより一層高めるため、一定の資格要件を満たした者による一般競争入札（以下「条件付き一般競争入札」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 条件付き一般競争入札に付する建設工事等は、次に掲げる各項のいずれかに該当するものとする。

(1) 中部上北広域事業組合建設業者施行能力審査規則第9条の発注の標準となる請負工事設計金額の等級格付けがA級の建設工事とする。

(2) 予定価格が2,000万円以上の物品の買入れ

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる建設工事等については、条件付き一般競争入札の対象としないことができるものとする。

(1) 特殊な工法、技術等を必要とする建設工事

(2) 前号に掲げるもののほか、条件付き一般競争入札に付することが適当でないと管理者が認める建設工事

3 対象工事の選定は、組合建設業者選定規定（平成25年訓令第6号）第4条に規定する審査会による審議を経た上で行うものとする。

(入札参加形態)

第3条 前条の規定により対象工事等を選定するときは、併せて次の事項に掲げるいずれかの入札参加形態を決定するものとする。

(1) 単体企業のみ入札

(2) 共同企業体のみ入札

(3) 単体企業及び共同企業体の混合による入札

2 前条第3項の規定は、前項の規定による入札参加形態の決定について準用する。

(入札参加資格)

第4条 条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

(2) 組合財務規則第123条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

(3) 対象工事ごとに定める組合建設業者工事施工能力審査規則（平成24年規則第2号）

に規定する等級を有する者であること。

- (4) 対象工事ごとに定める基準を満たす主任技術者又は監理技術者を配置できること。
- (5) 対象工事ごとに定める事業所の所在地に関する事項に該当する者であること。
- (6) 構成町の指名停止要領に基づく措置を、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。
- (7) 労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）及び社会保険（健康保険及び厚生年金保険又は船員保険をいう。）に加入し、かつ、保険料の滞納がないものであること。
- (8) 税の滞納がない者であること。
- (9) その他管理者が必要と認める要件を満たすことができること。

2 第2条第3項の規定は、前項第3号から第5号及び第8号の規定による入札参加資格の決定について準用する。

3 発注工事の特性に鑑み管理者が適当と認める場合は、第1項の規定を変更、又は求めないものとするができる。

（入札の公告）

第5条 管理者は、条件付き一般競争入札に付そうとするときは、財務規則第124条各号に掲げる事項を入札期日の前日から起算して少なくとも10日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第187号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）前までに、条件付き一般競争入札実施公告（様式第1号）を組合のホームページへ掲載及び庁舎への掲示により公告するものとする。

（入札参加資格申請）

第6条 条件付き一般競争入札に参加しようとする者は、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書（様式第2号）または、（様式第7号）（以下「申請書」という。）を当該公告で指定する期日までに管理者へ提出するものとする。

（入札参加資格の審査）

第7条 管理者は前条の申請を受理したときは、入札参加資格の有無を審査し、その結果を条件付き一般競争入札参加資格審査結果通知書（様式第3号）により通知するものとする。入札参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知するものとする。

2 前項の規定により入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、その決定に不服があるときは、公告に定める期日までに条件付き一般競争入札参加資格審査結果不服申立書（様式第4号）により不服申立ができるものとする。

3 管理者は、前項の規定に基づく書面の提出があったときは、当該書面に記載された事項に関して審査し、書面により回答するものとする。

4 管理者は、前項により入札参加資格があると認めた場合は、第1項の通知を取り消し、当該入札に参加させるものとする。

(入札参加資格の喪失)

第8条 管理者は、前条第1項又は第4項の規定により条件付き一般競争入札に参加できることとなった者（以下「入札参加資格者」という。）が入札期日までの間に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該入札に参加させないものとし、その理由を付して当該入札参加資格者に通知するものとする。

- (1) 第4条第1項各号に規定する入札参加資格の要件を欠いたとき。
- (2) 第6条の申請書及びその添付書類に虚偽の事項を記載していることが明らかになったとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、条件付き一般競争入札に参加させることが著しく不相当と認められるとき。

(設計図書)

第9条 対象工事等の設計図書は、必要に応じ、閲覧、貸出又は配布のいずれかの方法により供覧するものとする。

- 2 設計図書を縦覧した者は、公告に定める縦覧期間内に縦覧設計確認書（様式第5号）を管理者に提出するものとする。

(質疑応答)

第10条 設計図書に関して質疑がある者は、公告に定める期日までに質疑応答書（様式第6号）を管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の質疑があったときは、公告に定める期日までに回答するものとする。

(入札の執行)

第11条 入札の執行に関しては、次の各号による。

- (1) 対象工事の条件付き一般競争入札の施行にあたっては、組合低入札価格調査制度運用規定に規定する低入札調査制度を適用する。
- (2) 組合予定価格事前公表事務取扱要領に基づき予定価格を事前公表した建設工事の入札に参加する者は、入札書と併せて工事費内訳書を提出しなければならない。

(その他)

第12条 条件付き一般競争入札の実施に関し、この要領に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年8月1日から施行する。